

セルフクリーニング：UVの性能判定基準

光触媒工業会に所属する会員（以下会員）は、屋内で仕様されるセルフクリーニング機能を持つ光触媒加工製品（以下製品という）の認証を受けるにあたり、所定の試験機関にてJISに基づいた評価試験を実施し、下記の性能判定基準を満足しなければならない。

併せて、会員は効果の持続性及び安全性に関するデータを取得し、開示できる状況を維持しなければならない。

1. セルフクリーニング：UV 性能評価試験方法

セルフクリーニング機能のデータを取得するにあたり、以下の試験法にて実施すること
なお、試験実施機関は、当事者間の同意においてでも試験内容を一切変更してはならない

- ・JIS R1703-1 ファインセラミックスー光触媒材料のセルフクリーニング試験方法－
第1部：水接触角の測定
- ・JISR1703-2 ファインセラミックスー光触媒材料のセルフクリーニング試験方法－
第2部：湿式分解測定

2. セルフクリーニング：UV 性能評価試験機関

認証申請に必要なJIS評価試験を実施できる機関は、NITE技能試験を経て、JNLAに登録された機関のみとする。

但し、光触媒工業会が推奨した試験機関はJIS評価試験を実施可能な機関とすることができる。

3. セルフクリーニング：UV 性能判定基準

製品認証を受けるためには、下記の初期性能を満足しなければならない。

- ・JIS R 1703-1による限界接触角が 30° 以下
- ・JIS R 1703-2による分解活性指数が 5 以上

4. セルフクリーニング：UV 効果の持続性

効果持続性に関するデータ（促進試験、曝露試験）を取得し、消費者等へ開示できる状況を維持すること。会員が実施した促進試験後に、JIS試験を実施し、性能判定基準を満足すること。

5. セルフクリーニング：UV 安全性

製品認証を受けるためには、製品を使用した安全性試験、または、構成原料の MSDS などから安全性を評価し、下記の安全性基準を満足すること。

●必須試験項目

(1) 経口急性毒性 : LD₅₀ ≥ 2,000mg/kg または、

GHS 分類 区分に該当しない (JIS 分類の場合)

GHS 分類 区分 5 または 区分に該当しない (国連 GHS の場合)

(2) 皮膚一次刺激性試験 : 刺激無し、または、弱い刺激性 または、

GHS 分類 区分に該当しない (JIS 分類の場合)

GHS 分類 区分 3 または 区分に該当しない (国連 GHS の場合)

(3) 変異原性試験 : 突然変異誘起性が陰性であること または、

GHS 分類 区分に該当しない

皮膚に長時間直接接触する使用が常態として考えられる製品あるいは食品と接触する可能性のある製品は、更に

(4) 皮膚感作性試験 : 陰性であること または、

GHS 分類 区分に該当しない

の追加確認が必要

会員は安全性に関するデータ取得に努め、消費者等へ開示できる状況を維持すること。

補足事項 :

本性能判定基準に記載された光触媒製品は、光触媒が塗布、加工された最終製品をさす。

光触媒製品への表示方法、内容については、規格運営委員会が定める事項による。

以上